

## 松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、事業用省エネルギー設備等の導入を行う市内の事業者に対し、予算の範囲内において、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付対象)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 省エネルギー診断の受診
- (2) 省エネルギー診断に基づく設備改修等
- (3) ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の購入・改修
- (4) 電気自動車の導入
- (5) 燃料電池自動車の導入
- (6) 急速充電設備の導入
- (7) 普通充電設備の導入

2 補助事業の要件は別表1のとおりとする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において別表2の共通要件及び別表3の補助事業ごとの要件をみたす事業者とする。

### (補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助事業のうち対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象者が負担した経費のうち別表4のとおりとし、消費税及び地方消費税並びに国等からの補助金を充当する場合にあっては当該補助金の額を控除した額とする。また、第2条の各補助事業の補助金の額は別表5のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

2 補助金の交付回数は、第2条各号に掲げる事業ごとに、一申請者について、1年度につき1回限り交付する。ただし、同一の事業所等については、通算して1回限り交付する。

#### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の2月最終開庁日までに、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表6又は別表7に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### (交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金交付の請求をしようとするときは、その通知を受けた日から起算して10日以内に、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第8条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認申請書（第5号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表8に定める。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し承認可否を決定するとともに、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認通知書（第6号様式）又は松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分不承認通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められたときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(市への協力)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から次の各号における協力を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

- (1) 事業効果等に関する資料の提供
- (2) 災害時における地域への電源供給等

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条）補助事業の要件

補助事業の種類	補助事業の要件
省エネルギー診断の受診	<p>省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が市内の事業所、営業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を訪問し、当該事業所等におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、県が指定した機関が実施するもの、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断及びその他の診断に要する費用に国の補助金が充当されている省エネルギー診断であること。</p>
省エネルギー診断に基づく設備改修等	<p>省エネルギー診断に基づき、当該事業所等に係る設備の改修等を行うもののうち、以下の要件を満たすこと。ただし、導入する設備は未使用のものであること。</p> <p>(1) 省エネルギー診断書の発行日は、その有効期限日又は診断日から起算して3年を経過する日のいずれか早い日以内であること。</p> <p>(2) 実施前と比べて当該事業所全体のエネルギー使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に定める原油換算量又は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガス排出量で10パーセント以上削減していること。ただし、以下によるものは削減割合に含めない。</p> <p>ア 申請者が費用を負担しない改修等</p>

	<p>イ 設備の使用方法等、直接設備の改修等を伴わないもの</p> <p>ウ 非常用や予備用など常用ではないもの</p>
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	<p>国が実施する補助事業により補助金の交付を受けている建築物又は建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月11日国土交通省告示第489号）に規定される第三者認証（以下BELSという。）によりZEB（「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」又は「ZEB Oriented」を含む。）と認証されている建築物であること。</p>
電気自動車の導入	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業にお</p>

	<p>いて、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
燃料電池自動車の導入	<p>車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、四輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</li> <li>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</li> <li>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</li> <li>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている燃料電池自動車であること。</li> </ol>
急速充電設備の導入	<p>電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものであり、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていること。ただし、導入する設備は未使用のものであること。</p>
普通充電設備の導入	<p>漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有</p>

	<p>する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものであり、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていること。ただし、導入する設備は未使用のものであること。</p>
--	--



別表2（第3条）補助対象者の要件（共通要件）

補助事業の種類	補助対象者の要件
<p>第2条第1項に掲げるすべての補助事業</p>	<p>(1) 市内に事業所等を有し、事業を営む個人又は法人であること。ただし、リース契約におけるリース事業者についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 市に納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>(4) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。 （所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）</p> <p>(5) 補助事業をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第9条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が設備を購入する契約となっていること。</p> <p>(6) 補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請に係る権限を委任されてい</p>

	ること。
--	------

別表3（第3条）補助対象者の要件（補助事業ごとの要件）

補助事業の種類	補助対象者の要件
省エネルギー診断の受診	(1) 補助金の交付を申請する年度内に受診していること。
省エネルギー診断に基づく設備改修等	(1) 設備改修等の工事が完了した日の翌日から起算して1年以内であること。 (2) 事業所等を第三者が所有する場合、全ての者から事業実施の同意を得ていること。
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の購入・改修	(1) 事業所等の工事が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日から起算して1年以内であること。
電気自動車の導入 燃料電池自動車の導入	(1) 補助金の交付を申請する年度内に導入していること。 (2) 車両を導入する事業所等において、申請者が松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付規則、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助事業の補助を受けていないこと。
急速充電設備の導入 普通充電設備の導入	(1) 補助金の交付を申請する年度内に導入していること。 (2) 自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。 (3) 事業所等を第三者が所有する場合、全ての者から事業実施の同意を得ていること。

別表4（第4条第1項）補助対象経費

補助事業の種類	補助対象経費
省エネルギー診断の受診	省エネルギー診断の受診に要する費用
省エネルギー診断に基づく設備改修等	<p>設備本体（空調、換気、照明、給湯等の機器及びBEMS等のエネルギー管理システム、再生可能エネルギーシステム、蓄電システム等）及び付属品の購入費、工事費（据付・配線工事等の補助対象設備の改修等に不可欠な工事費用とし、資材等の運搬費及び既存設備の処分に係る費用を除いたもの。）</p> <p>※補助事業に要した経費のうち、設備の使用の方法及び運用の方法等に関する経費は除く。</p>
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の購入、改修	<p>建築・改修費（高性能建材や空調、換気、照明、給湯等の機器及びBEMS装置、蓄電システム等の設置費用）及び工事費（補助対象設備の据付に不可欠な工事費用。資材等の運搬費及び既存建築物の撤去・処分に係る費用を除いたもの。）</p>
電気自動車の導入	電気自動車本体の購入費
燃料電池自動車の導入	燃料電池自動車本体の購入費
急速充電設備の導入 普通充電設備の導入	<p>設備本体の購入費、設備の設置工事費（基礎工事、据付・配線工事等）</p> <p>※高圧受変電設備設置工事費、屋根や小屋、案内板、課金装置などの付帯設備設置費、停電回避費、充電スペース造成費、既存設備の撤去・処分費、運搬費は除く。）</p>

別表5（第4条第1項）補助金の額

補助事業の種類	補助金の額
省エネルギー診断の受診	補助対象経費の額。ただし、当該額が21,000円を超えるときは、21,000円とする。
省エネルギー診断に基づく設備改修等	補助対象経費の額に3分の1を乗じた額。ただし、当該額が400,000円を超えるときは、400,000円とする。なお、実施事業所等がまつど脱炭素社会推進事業所登録制度における登録事業所である場合は算出した補助金の額に対して10分の1を乗じた額を、当該補助金の額に加えて交付する。
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の購入、改修	補助対象経費の額。ただし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。なお、実施事業所等がまつど脱炭素社会推進事業所登録制度における登録事業所である場合は算出した補助金の額に対して10分の1を乗じた額を、当該補助金の額に加えて交付する。
電気自動車の導入	補助対象経費の額。ただし、当該額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。
燃料電池自動車の導入	補助対象経費の額。ただし、当該額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。
急速充電設備の導入	補助対象経費の額に2分の1を乗じた額。ただし、当該額が400,000円を超えるときは、400,000円とする。
普通充電設備の導入	補助対象経費の額に2分の1を乗じた額。ただし、当該額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

別表6（第5条）交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助事業の種類	添付書類
<p>第2条第1項に掲げるすべての補助事業</p>	<p>(1) 補助事業の概要（第1号様式別紙1）</p> <p>(2) 国等からの交付を受けたことがわかる書類          ※国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が別表5における補助金の上限額を下回る場合に限り必要。</p> <p>(3) 申請者の本人確認書類の写し</p> <p>(4) 市内に事業所等を有することを証する書類</p> <p>(5) 市に納付すべき納税証明書の写し</p> <p>(6) 補助事業であることを証する書類</p> <p>(7) 補助事業に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し（補助事業をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）</p> <p>(8) 全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていることがわかる書類          ※第3条に規定する補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合に限り必要。</p> <p>(9) 補助事業に係る支払いを証する書類の写し          ※補助事業をリースで行う場合を除く。</p> <p>(10) 貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）          ※補助事業をリースで行う場合のみ</p> <p>(11) リース事業者に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し          ※補助事業をリースで行う場合のみ</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p>

別表7（第5条）交付申請書の添付書類（補助事業ごとに必要となるもの）

補助事業の種類	添付書類
省エネルギー診断に基づく設備改修等	(1) 補助事業により導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写し (2) 補助事業により導入した設備等の場所がわかる図面 (3) 補助事業の工事実施状況等を確認できる写真 (4) 導入設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し (5) 再生可能エネルギー設備を導入している場合は、当該設備を導入していることを証する書類の写し
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の購入、改修	(1) 補助事業の工事実施状況等を確認できる写真 (2) 再生可能エネルギー設備を導入している場合は、当該設備を導入していることを証する書類の写し
電気自動車の導入 燃料電池自動車の導入	(1) 補助事業の導入状況が確認できる写真（保管場所において撮影したもの） (2) 自動車検査証記録事項の写し
急速充電設備の導入 普通充電設備の導入	(1) 補助事業により導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写し (2) 補助事業により導入した設備等の場所がわかる図面 (3) 補助事業の工事実施状況等を確認できる写真 (4) 補助事業に係る設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

別表 8 (第 9 条第 2 項) 耐用年数

補助事業により 導入した設備の種類	耐用年数
省エネルギー診断によ り改修された設備	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40 年大蔵省令第15号)別表第一のうち種類が建物及 び建物付属設備に従う
Z E B	
電気自動車	4年
燃料電池自動車	4年
急速充電設備	5年
普通充電設備	5年

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書

(宛先) 松戸市長

(申請者) 郵便番号  
所在地  
フリガナ  
名称  
代表者肩書  
代表者氏名  
電話番号

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助事業の種類 ※該当事業に☑	<input type="checkbox"/> 省エネルギー診断の受診 <input type="checkbox"/> 省エネルギー診断に基づく設備改修等 <input type="checkbox"/> ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の購入・改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車の導入 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車の導入 <input type="checkbox"/> 急速充電設備の導入 <input type="checkbox"/> 普通充電設備の導入
補助事業を実施した事業所等の名称	
補助金交付申請額	円
補助事業の概要	別紙のとおり
市に納付すべき税の納付状況について	左記について市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○をしてください。

次のページへ



(添付書類)

※提出する書類に☑

補助事業の概要（第1号様式別紙1）

⇒ 国等からの補助金の交付決定通知【国等の補助金の交付を受けている場合】

※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

申請者の本人確認書類の写し

【個人事業主の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

市内に事業所等を有することを証する書類

市に納付すべき税の納税証明書【表面「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

補助事業であることを証する書類

補助事業に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し

⇒ 契約(注文)連名者委任状【契約(注文)を連名である場合】

⇒ 変更契約(注文内容の変更)書類【契約(注文)が途中で変更している場合】

⇒ 工事着工完了証明書【契約(注文)書記載の工事日と実際が異なる場合】

⇒ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】

補助事業に係る支払いを証する書類・内訳書の写し

⇒ 領収証明書【領収書の発行がない場合】

補助事業ごとの添付書類（第1号様式別紙1に記載）

その他市長が必要と認める書類

第1号様式（リース用）

記入日 年 月 日

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書

（宛先）松戸市長

（リース事業者）

郵便番号  
所在地  
フリガナ  
名称  
代表者肩書  
代表者氏名  
電話番号

（リース先）

郵便番号  
所在地  
フリガナ  
名称  
代表者肩書  
代表者氏名  
電話番号

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助事業の種類 ※該当事業に☑	<input type="checkbox"/> 省エネルギー診断に基づく設備改修等 <input type="checkbox"/> 電気自動車の導入 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車の導入 <input type="checkbox"/> 急速充電設備の導入 <input type="checkbox"/> 普通充電設備の導入
補助事業を実施した 事業所等の名称	
補助金交付申請額	円
補助事業の概要	別紙のとおり
市に納付すべき税の 納付状況について	左記について市長が確認することに、 （リース事業者）同意します。 ・ 同意しません。 （リース先） 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○をしてください。

次のページへ

(添付書類)

※提出する書類に☑

補助事業の概要（第1号様式別紙1）

⇒ 国等からの補助金の交付決定通知【国等の補助金の交付を受けている場合】

※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

申請者の本人確認書類の写し

【個人事業主の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

リース事業者に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

市内に事業所等を有することを証する書類

市に納付すべき税の納税証明書【表面「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）

補助事業であることを証する書類

リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し

⇒ 契約(注文)連名者委任状【契約(注文)を連名である場合】

⇒ 経費内訳書【リース事業者が扱う導入設備等が自社製品の場合】

⇒ 変更契約(注文内容の変更)書類【契約(注文)が途中で変更している場合】

⇒ 工事着工完了証明書【契約(注文)書記載の工事日と実際が異なる場合】

補助事業ごとの添付書類（第1号様式別紙1に記載）

その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙1

補助事業の概要

省エネルギー診断の受診

省エネルギー診断機関 の種別 ※該当項目に☑	<input type="checkbox"/> 県の指定機関 ( ) <input type="checkbox"/> (一財)省エネルギーセンター <input type="checkbox"/> 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業 <input type="checkbox"/> 省エネお助け隊 <input type="checkbox"/> その他 ( )
省エネルギー診断日	年 月 日
補助事業の実施にかか った経費	(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額	円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	円

第1号様式別紙1

補助事業の概要

省エネルギー診断に基づく設備改修等

補助事業を実施した事業所について (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 事業所所有者は申請者と同じ <input type="checkbox"/> 事業所所有者は申請者と異なる <b>【異なる場合】</b> <input type="checkbox"/> 補助事業を実施することに同意を得ている
改修等を実施する設備	
省エネルギー診断機関の種別 ※該当項目に☑	<input type="checkbox"/> 県の指定機関 ( ) <input type="checkbox"/> (一財)省エネルギーセンター <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業等に向けた省エネルギー診断 拡充事業 <input type="checkbox"/> 省エネお助け隊 <input type="checkbox"/> その他 ( )
省エネルギー診断日	年 月 日
事業所全体における エネルギー/CO <sub>2</sub> 排出量削減率	%
再生可能エネルギーの活用方法 ※発電設備を導入した場合のみ	<input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 余剰電力を売電
工事完了日	年 月 日
補助事業の実施にかかった経費	(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額	円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	円

(補助事業ごとの添付書類)

- 導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- 導入した設備等の場所がわかる図面
- 工事実施状況等を確認できる写真(工事着工前及び後の写真)
- 導入した設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し【当該設備を導入している場合】

第1号様式別紙1

補助事業の概要

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

工事完了日 (建売の場合は引渡し日)	年 月 日
補助事業の実施にかかった経費	(総額) 円 (A)
	(うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額	円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	円

(補助事業ごとの添付書類)

- 工事実施状況等を確認できる写真（工事着工前及び後の写真）
- 再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し【当該設備を導入している場合】

第1号様式別紙1

補助事業の概要

電気自動車の導入  燃料電池自動車の導入

メーカー名		
車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ
	住所	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ 松戸市
使用の本拠の位置		<input type="checkbox"/> 使用者と同じ 松戸市
補助対象車両の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円

(補助事業ごとの添付書類)

- 車両の導入状況が確認できる写真 (保管場所において撮影したもの)
- 自動車検査証記録事項の写し

第1号様式別紙1

補助事業の概要

急速充電設備の導入  普通充電設備の導入

補助事業を実施した土地について (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 土地所有者は申請者と同じ <input type="checkbox"/> 土地所有者は申請者と異なる 【異なりかつ土地に設置する場合】 <input type="checkbox"/> 補助事業を実施することに土地所有者から同意を得ている		
補助事業を実施した事業所について (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 事業所所有者は申請者と同じ <input type="checkbox"/> 事業所所有者は申請者と異なる 【異なりかつ事業所に設置する場合】 <input type="checkbox"/> 補助事業を実施することに事業所所有者から同意を得ている		
一般（市民）の利用 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 一般（市民）の方も利用できる （利用可能時間帯       ：       ～       ：       ） <input type="checkbox"/> 一般（市民）の方は利用できない		
メーカー			
型式			
工事期間	着工日	年	月 日
	完了日	年	月 日
補助事業の実施にかかった経費	(総額)	円 (A)	
	(うち消費税)	円 (B)	
国等の補助金額		円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円	

(補助事業ごとの添付書類)

- 導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- 導入した設備等の場所がわかる図面
- 工事実施状況等を確認できる写真
- 設備が未使用品であることを確認できる書類の写し



第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 松戸市長

(リース事業者)

所在地  
名称  
代表者肩書  
代表者氏名  
電話番号

(リース先)

所在地  
名称  
代表者肩書  
代表者氏名  
電話番号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備			
リース期間(月数)			
補助金額	松戸市の補助金 (a)	国の補助金 (b)	合計(a + b) (c)
リース料総額 ※前払金を含む、 税抜き金額	補助金なしの場合 (d)	補助金ありの場合 (e)	差額(d - e) (f)

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

第2号様式

松戸市指令第 号

所在地

名称

代表者肩書

代表者氏名

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金について、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

次のとおり決定します。

補助金額 円

所在地

名称

代表者肩書

代表者氏名

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金について、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

次の理由により申請を却下します。

理由

第4号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

所在地

名称

代表者肩書

代表者氏名

印

年 月 日付け松戸市指令第 号 で交付決定のあった松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金について、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

金融機関名	銀行		本店	
	金庫		支店	
	組合		出張所	
	普通 ・ 当座			
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

第5号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

郵便番号

所在地

名称

代表者肩書

代表者氏名

年 月 日付け松戸市指令第 号 で交付決定を受けた松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金に関する財産の処分等について松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1 種類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

所在地

名称

代表者肩書

代表者氏名

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金  
設備処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認としたので、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 承認

2 承認の条件

3 返還額 円

所在地

名称

代表者肩書

代表者氏名

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金  
設備処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり  
不承認としたので、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交  
付要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 不承認

2 不承認の理由

3 返還額 円